

平成28年10月5日

答申第733号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、以前、当該視聴者からの開示の求めに対してNHKが情報提供した「NHKの『未認識数理計算上の差異』の考え方」について、「『退職給付に関する会計基準の適用指針』に従っているとしているが、当該指針には、NHKの処理方法を正当化する記載は一切なかった」として、① いかなる理由で、このような「虚偽の情報提供」がされたのかその経緯および、②「退職給付に関する会計基準の適用指針」に従っているとの解釈の根拠とした項についての開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、②は開示したが、①については文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKは、虚偽の情報提供は行っておらず、再検討の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年10月5日（第242回審議委員会）

第746号諮問、審議、答申